

令和 7 年 12 月 22 日

緊急避妊薬販売予定の薬局に在籍の
薬剤師 各位

島根県薬剤師会会长 陶山 千歳
地域保健部会 石部 厚夫

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売について(販売申告)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、11月19日付及び、12月9日付(延長のお知らせ)本会からのご案内「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について(「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への登録申請のご案内)」を発出したところですが、その中でお知らせした「販売申告」について厚労省より通知がありましたのでお知らせ致します。

確認書をご提出頂いたすべての薬局について、島根県医師会へ提出する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への掲載が完了いたしましたので、要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとされる薬剤師の先生方は、下記をご確認いただき、販売について下記のフォーム(厚労省フォーム)よりご申告下さい様お願い致します。

※～申告の手順～※

- ① 「要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとされる薬剤師の先生方へのご案内」
をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001616603.pdf>



- ↓
② 厚労省「緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請」フォーム から申告

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLFCRFVKM1M4S1lCOEtNQ0lRV0xMViQlQCN0PWcu>



- ① のご案内の中に注意点が示されていますので、必ず内容を確認頂き、ご申告ください。

締切日:令和 8 年 1 月 5 日(月)

(※)初回の厚労省のリスト掲載のためにはこの日までの申告が必要です。